

○山形大学工学部図書館規程

平成21年9月8日

制定

改正 平成27年1月1日

平成29年2月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学図書館規程第5条の規定に基づき、山形大学工学部図書館(以下「図書館」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 図書館は、学術情報の収集、整理、保存及び提供を行い、米沢キャンパスの教育研究の支援に資するとともに、広く学術の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。

(館長)

第3条 図書館に、館長を置く。

2 館長は、図書館の業務を総括する。

3 館長は、理工学研究科又は有機材料システム研究科に主担当として配置された教授の中から、米沢キャンパス長(以下「キャンパス長」という。)が任命する。

4 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命するキャンパス長の任期末日以前とする。

5 館長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 館長の任期が満了するとき。

(2) 館長が辞任を申し出たとき。

(3) 館長が欠員となったとき。

(副館長)

第4条 キャンパス長が、図書館の業務遂行に必要であると判断する場合は、副館長を置くことができる。

2 副館長は、館長を補佐するものとする。

3 副館長は、理工学研究科又は有機材料システム研究科に主担当として配置された教授および准教授の中から館長推薦によりキャンパス長が任命する。

4 副館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、館長の任期末日以前とする。

(利用)

第5条 図書館の利用に関する細則は、別に定める。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、館長が工学部運営会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 山形大学米沢キャンパス図書館暫定規程(平成21年6月23日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成27年1月1日)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成29年2月28日)

この規程は、平成29年2月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。